

様式第 3 号

沖縄県土木建築部公告土建第 1 号

〔簡易公募〕型プロポーザル方式に係る手続開始の公告〔単体発注
公募〕〔共同企業体発注〕

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

令和 8 年 6 月 1 9 日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 業務概要

- (1) 業務名 令和 8 年度沖縄県盛土等情報管理システム構築業務委託
- (2) 履行場所 沖縄県全域（那覇市区域を除く）
- (3) 業務内容 盛土等情報管理システム構築業務一式、その他
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (5) 契約限度額 24,662,000 円（税込み）以下で契約を行う。
- (6) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書（以下「技術提案書」という。）の提出求め、技術提案書の内容が業務の履行に最も適した者を受注者とするプロポーザル方式の試行業務である。

2 参加資格

参加表明書又は、技術提案書を提出しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

- (1) 参加者に共通して求める要件（共同企業体にあつては、全ての構成員が該当する。）
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
 - ウ 参加表明書等の提出期限の最終日から特定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
 - エ 参加しようとする者の間に以下の項目のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第 3 条第 2 項の規定に抵触するものではない。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (i) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (ii) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (iii) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- (iv) 会社法第 34 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者

- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他の競争の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の競争に参加している場合その他上記 1) 又は 2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- オ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- カ 参加は単独に限らず共同企業体でも可とする。
 - ・単独および共同企業体のいずれにおいても、沖縄県内に本店、支店又は営業所があることを要件としない。
- キ 当該業務の見積額が契約限度額の範囲内であること。
- ク 実施方針及び特定テーマが適正であること。

(2) 共同体の結成にあたっての要件

- ア 2社共同企業体とする。
- イ 自主結成方式とする。
- ウ 当該業務に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- エ 代表構成員は構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
- オ 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、30%以上でなければならない。
- カ 共同企業体の協定書が、参加説明書と同時に配布する「共同企業体協定書」によるものであること。

(3) 単独企業又は代表構成員の実績及び管理技術者等の要件

- ア 単独企業又は代表構成員に関する要件
 - (ア) 2(3)イからウに挙げる基準を満たす管理技術者を当該委託業務に配置できること。
 - (イ) 同種又は類似業務の実績
 - 下記に示される同種業務又は類似業務について、平成28年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、実施した業務1件以上の実績を有さなければならない。
 - a 同種業務：「盛土等情報管理システム構築業務」
 - b 類似業務：GISデータを使用した以下の調査業務（GISデータを作成、納品した業務に限る）
 - 「盛土規制法基礎調査業務」
 - 「土砂災害防止法基礎調査業務」
 - 「大規模盛土造成地の変動予測調査業務」
 - 「GISによる地図情報等管理システム構築業務」
 - （〇〇地図情報管理システム構築、災害情報管理システム構築業務など、構築業務に限る）

(同種業務、類似業務とも日本国内における国・都道府県・政令指定都市、市町村の実績で、契約金額が 500 万円以上の業務とする。以下同じ。)

イ 配置予定技術者の資格に関する要件

(ア) 管理技術者

参加資格要件としては求めないが、技術提案書の評価の際に下記のいずれかの資格保有を加点対象とする。

- [1] 技術士(情報工学部門)の資格を有し技術士法による登録を行っている者
- [2] 米国プロジェクトマネジメント協会が認定する PMP (Project Management Professional) 試験合格による資格
- [3] (独) 情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験合格による資格 (プロジェクトマネージャ)
- [4] (独) 情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験合格による資格 (応用情報技術者) 情報セキュリティマネジメント
- [5] (独) 情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験合格による資格 (情報セキュリティマネジメント)

(イ) 担当技術者

参加資格要件としては求めないが、技術提案書の評価の際に資格保有を加点対象とする。

ウ 配置予定技術者の業務実績に関する要件

(ア) 管理技術者

参加資格要件としては求めないが、平成 28 年度以降から公告日までに完了した業務において、下記 a 若しくは b の実績を 1 件以上有している場合、加点対象とする。

ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。職務上従事した立場は管理技術者又は担当技術者とする。

- a 同種業務：「盛土等情報管理システム構築業務」
- b 類似業務：GIS データを使用した以下の調査業務 (GIS データを作成、納品した業務に限る)
 - 「盛土規制法基礎調査業務」
 - 「土砂災害防止法基礎調査業務」
 - 「大規模盛土造成地の変動予測調査業務」
 - 「GIS による地図情報等管理システム構築業務」(〇〇地図情報管理システム構築、災害情報管理システム構築業務など構築業務に限る)

(同種業務、類似業務とも日本国内における国・都道府県・政令指定都市、市町村の実績で、契約金額が 500 万円以上の業務とする。以下同じ。)

なお、予定管理技術者が、評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

出産・育児等とは、次のとおり。

- ・産前産後休業（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第 1 項又は第 2 項の規定による休業）。
- ・育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 2 条第 1 号に規定する休業）及び介護休業（同条第 2 号に規定する休業）をいう。

(イ) 担当技術者

参加資格要件としては求めないが、技術提案書の評価の際に資格保有を加点対象とする。

3 受注者の特定に関する事項

(1) 評価の方法

算出方法は、以下のとおりとする。

ア 評価値の算出方法

評価値＝技術評価点

イ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

- (ア) 予定技術者の経験及び能力
- (イ) 実施方針等
- (ウ) 特定テーマに対する技術提案

特定テーマ内容に関しては、参加説明書を参照。

(2) 受注者の決定方法

受注者の決定は、(1)によって算出された評価値の最も高い者を受注候補者とする。

なお、評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、当該者にくじを引かせて受注候補者を選定する。

受注者は、受注候補者を指名審査会の審議を経て、決定する。その結果は技術提案書を提出したものの全員に通知する。

4 各種手続き等

(1) 参加説明書、仕様書の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 令和8年6月19日（金）から

イ 交付方法 沖縄県建築指導課 HP 又は沖縄県電子入札ポータルサイト内からダウンロードして下さい。

【沖縄県建築指導課】

<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025066/1037591/1039907.html>

ウ 問い合わせ先

(ア) 契約関係：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県 土木建築部 建築指導課 盛土対策班

電話番号 098-866-2413

(イ) 応募調書資料関係：上記（ア）と同じ。

(ウ) 仕様書関係：上記（ア）と同じ。

(2) 参加表明書の提出等

参加を希望するものは、下記により参加表明書及び確認資料等を提出しなければならない。

ア 参加表明書の提出期間、提出場所及び方法等

(ア) 期 間 令和8年6月19日（金）から令和8年7月3日（金）まで

(イ) 受付時間 土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午前12時、
午後1時から午後5時

(ウ) 提出方法等 持参又は、郵送により提出。なお、郵送においては提出期間内必着とする。

(エ) 提出部数 2部

(オ) 提出先 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県 土木建築部 建築指導課 盛土対策班

電話番号 098-866-2413

イ 参加表明書の作成方法

参加表明書は、別記様式により作成し、別記様式-1を表紙として提出すること。

ウ 参加表明書の無効

必要な要件のため、添付を義務づけた参加表明書等において、添付がなく、記載内容の確認ができない場合は、書類不備により指名されるために必要な要件の確認ができないとして失格とする場合があるので注意すること。

エ 技術提案書の提出要請の通知（選定通知）

郵便等をもって令和8年7月9日（木）を予定する。

オ 共同企業体申請書の提出

本業務の参加を希望する者は、共同企業体資格審査申請書及び共同企業体協定書を

持参により提出しなければならない

(ア) 期 間 上記ア(ア)と同じ。

(イ) 提出方法 原則持参とする。

(ウ) 部 数 1部

(3) 技術提案書の提出等

技術提案書の提出方法は、次のとおりとする。

ア 提出資格

3に基づき、技術提案書の提出要請を受けた者。

イ 提出期間、提出場所及び提出方法

(ア) 期 間 令和8年7月9日(木)から令和8年7月30日(木)まで

(イ) 受付時間 休日を除く、午前9時から午前12時、午後1時から午後5時

(ウ) 提出方法等 持参又は、郵送により提出。なお、郵送においては提出期間必着とする。

(エ) 提出部数 2部

(オ) 提出先 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県 土木建築部 建築指導課 盛土対策班

電話番号 098-866-2413

ウ 技術提案書のヒアリング

(ア) 期 間 令和8年8月7日(金) (予定)

(イ) 場 所 沖縄県庁会議室 (予定)

(ウ) その他 ヒアリングの詳細日時は、指名後に追って連絡する。ヒアリングへの出席者には、配置予定管理技術者を含め、資料の説明が可能な者、あわせて最大3名以内とする。

エ 技術提案書の作成方法

技術提案書は、別記様式により作成し、別記様式-6を表紙として提出すること。

(ア) 実施方針・業務フロー、工程表

業務の実施方針、業務フロー、工程表について簡潔に記載すること。業務の実施方針にて、システム構成を提示すること。記載に当たっては、A4版2枚に記載すること。

(イ) 特定テーマ

参加説明書1業務の概要(4)業務内容に示した、評価テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。その記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない。

記載にあたって、特定テーマ1はA4版3枚以内、特定テーマ2はA4版2枚以内に記載すること。

オ 技術提案書の無効

本説明書等において記載された事項以外の内容を含む場合、又は別添の書式に示された条件に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

カ 技術提案書に基づく業務

実際の業務に際しては、技術提案書に基づき、業務計画書作成及び実業務を行うものとする。技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき補修の請求、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の減点対象とする。

(4) 受注者の決定日

受注者の決定は、下記の日時までには決定する予定である。なお、技術提案書を提出した者には、4(2)により通知する。

ア 日 時：令和8年8月13日（木）（予定）

5 契約保証金

(1) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び委託契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

6 参加資格の喪失

本公告に示した参加資格のない者の評価又は参加表明書、技術提案書申請書及びその他提出資料に虚偽の記載をした者の評価は無効とする。なお、虚偽の記載があった場合は指名停止を行うことがある。

なお、技術提案書の提出要請を受けた者であっても、要請後、指名停止措置を受け受注者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。

7 参加表明書等の内容の変更について

参加表明書又は技術提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。

8 配置予定技術者の確認

参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退

職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

9 支払条件

前金払 契約金額の30%以内

10 非選定者又は参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合 (苦情申立て)

技術提案書の提出要請を受けなかった者又は参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対してその理由について、書面をもって説明を求めることができる。

(1) 提出期限、提出場所、提出方法

ア 提出期限：非選定の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。

イ 提出場所：公告文4(1)ウの場所。

ウ 提出方法：書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

(2) 回答

説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対して、契約担当者から書面をもって回答する。

11 不可抗力による変更

現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、技術提案書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

12 その他留意事項

(1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加表明書及び技術提案書の作成に関する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、選定及び技術点の算定以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された参加表明書及び技術提案書は公開しない。

(4) 提出期限以降の参加表明書、技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 参加説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

(6) 問い合わせ先一覧

ア 契約関係：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県 土木建築部 建築指導課 盛土対策班
電話番号 098-866-2413

イ 応募調書資料関係：アと同じ

ウ 仕様書関係 : アと同じ
(7) 詳細は参加説明書による。